

北上市告示甲第84号

北上市市税等過誤納金補てん金要綱（平成30年北上市告示甲第2号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月7日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
(補てん金の算定) 第4 [略]	(補てん金の算定) 第4 [略] <u>2 この告示による補てん金以外に過払額に対して市が支払を行う場合は、補てん金の算定から当該支払の額を除くものとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	